

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和7年9月25日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入してください。

問1【道路運送車両法】

登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証の写しを国土交通大臣に提出しなければならない。

()

問2【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程を定めなければならない。

()

問 3 【貨物自動車運送事業法】

貨物自動車運送事業法において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を含む。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

()

問 4 【貨物自動車運送事業法】

真荷主（自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者以外のものをいう。）及び一般貨物自動車運送事業者は、運送契約を締結するときは、国土交通省令で定める場合を除き、運送の役務の内容及びその対価を書面に記載又は口頭で相互に交付しなければならない。

()

問 5 【貨物自動車運送事業報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、毎年前年 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までの期間に係る事業実績報告書を毎年 7 月 1 0 日までに所轄地方運輸局長等に提出しなければならない。

()

問 6 【道路交通法】

警察官は、過積載をしている車両の運転者に対し、当該車両に係る積載が過積載とならないようにするため必要な応急の措置をとることを命ずることができる。

()

問 7 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

()

問 8 【下請代金支払遅延等防止法】

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。）から起算して、80日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

()

問 9 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、一般貨物自動車運送事業の許可を受けた後、速やかに、事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の運行を管理する事業者ごとに、当該事業者が運行を管理する事業用自動車の数を三十で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、五両未満の事業用自動車の運行を管理する事業者であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、この限りでない。

()

問 10 【自動車事故報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、その所有する自動車について、国土交通省令で定める事故があつた場合には、当該事故があつた日から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

()

問 11 【労働安全衛生法】

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わせることができる。

()

問 1 2 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員等に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

()

問 1 3 【道路運送法】

この法律は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

()

問 1 4 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者（その事業用自動車の数が国土交通省令で定める数未満であるものを除く。以下この条において同じ。）は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

()

問 1 5 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

()

問 1 6 【労働安全衛生法】

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。

また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

()

問 1 7 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。」は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律における「不公正な取引方法」にあたる。

()

問 1 8 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、酒気帯びの有無について確認を行う場合には、必要に応じて運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

()

問 1 9 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金、運送約款を事業用自動車内において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

()

問 2 0 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

休息期間について、業務の必要上、勤務の終了後継続 9 時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、当分の間、一定期間（一箇月程度を限度とする。）における全勤務回数の 2 分の 1 を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。また、分割された休息期間は、一回当たり継続 4 時間以上とし、2 分割又は 3 分割とする。

()

問 2 1 【貨物自動車運送事業法施行規則】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、乗務員等の休憩又は睡眠のための施設に関しても審査するものとする。

()

問 2 2 【道路交通法】

車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するとき、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。

()

問 2 3 【貨物自動車運送事業法】

1 年以上の懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可を受けることができない。

()

問 2 4 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の 2 分の 1 以上の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。

()

問 2 5 【貨物自動車運送事業法】

荷主は、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

()

問 2 6 【道路運送車両法】

自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

()

問 2 7 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

()

Ⅱ. 次の問 2 8 から問 3 0 の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問 2 8 【貨物自動車運送事業法施行規則】

事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、貨物自動車運送事業法施行規則で定める届出事項を除き認可が必要となります。次の中で認可事項に該当するものに○を、届出事項（軽微な事項等）に該当するもの×を記入しなさい。（完全解答式）

ア. 休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力の変更 ()

イ. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別の変更 ()

ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更 ()

エ. 主たる事務所の名称及び位置の変更 ()

問 2 9 【自動車事故報告規則】

事業者が、届出しなければならない重大な事故として自動車事故報告規則に定められている事項について、誤っているものを次の①～③の中から1つ選び、() 内に記入しなさい。

- ① 運転者の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなつたもの
- ② 道路交通法に規定する酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの
- ③ 高速自動車国道又は自動車専用道路において、1時間以上自動車の通行を禁止させたもの

()

問 3 0 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者の運転者が、事業用自動車の乗務について、遵守しなければならない事項として、誤っているものを次の①～③の中から1つ選び、() 内に記入しなさい。

- ① 一般貨物自動車運送事業者等が作成する運行指示書を乗務中携行し、運行指示書の記載事項に変更が生じた場合に携行している運行指示書に当該変更の内容を記載すること。
- ② 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。
- ③ 乗務割を作成し、これに従い事業用自動車を乗務すること。

()

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題
(令和7年9月25日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を
() 内に記入してください。

問1 (継続検査) 【道路運送車両法】

登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行う継続検査を受けなければならない。この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証の写しを国土交通大臣に提出しなければならない。

(第62条)

自動車検査証の写し→自動車検査証 (×)

問2 (運行管理規程) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程を定めなければならない。

(第21条第1項)

(○)

問 3 (定義) 【貨物自動車運送事業法】

貨物自動車運送事業法において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を含む。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

(第 2 条第 2 項)

三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く (×)

問 4 (書面の交付) 【貨物自動車運送事業法】

真荷主（自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者以外のものをいう。）及び一般貨物自動車運送事業者は、運送契約を締結するときは、国土交通省令で定める場合を除き、運送の役務の内容及びその対価を書面に記載又は口頭で相互に交付しなければならない。

(第 1 2 条第 1 項)

口頭は認められない (×)

問 5 (事業報告書及び事業実績報告書) 【貨物自動車運送事業報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、毎年前年 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までの期間に係る事業実績報告書を毎年 7 月 1 0 日までに所轄地方運輸局長等に提出しなければならない。

(第 2 条第 1 項)

(○)

問 6 (過積載車両に係る措置命令) 【道路交通法】

警察官は、過積載をしている車両の運転者に対し、当該車両に係る積載が過積載とならないようにするため必要な応急の措置をとることを命ずることができる。

(第 5 8 条の 3)

(○)

問 7 (一般貨物自動車運送事業の許可) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(第 3 条)

都道府県知事→国土交通大臣 (×)

問 8 (下請代金の支払期日)【下請代金支払遅延等防止法】

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。）から起算して、80日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

(第2条の2第1項)

80日→60日 (×)

問 9 (運行管理者等の選任)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、一般貨物自動車運送事業の許可を受けた後、速やかに、事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の運行を管理する事業者ごとに、当該事業者が運行を管理する事業用自動車の数を三十で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、五両未満の事業用自動車の運行を管理する事業者であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、この限りでない。

(第18条第1項)

事業者→営業所 (×)

問 10 (報告書の提出)【自動車事故報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は、その所有する自動車について、国土交通省令で定める事故があった場合には、当該事故があった日から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

(第3条)

所有→使用 (×)

問 11 (健康診断)【労働安全衛生法】

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わせることができる。

(第66条)

健康診断を行わなければならない (×)

問 1 2 (異常気象時等における措置) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員等に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(第 1 1 条)

(○)

問 1 3 (目的) 【道路運送法】

この法律は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

(第 1 条)

(○)

問 1 4 (安全管理規程等) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者（その事業用自動車の数が国土交通省令で定める数未満であるものを除く。以下この条において同じ。）は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(第 1 4 条)

(○)

問 1 5 (事業の休止及び廃止) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(第 3 2 条) 休止又は廃止する 3 0 日前までに届け出なければならない (×)

問 1 6 (事業者等の責務)【労働安全衛生法】

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

(第3条第1項)

(○)

問 1 7 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。」は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律における「不公正な取引方法」にあたる。

(第2条第9項第5号ロ)

(○)

問 1 8 (点呼等)【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、酒気帯びの有無について確認を行う場合には、必要に応じて運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

(第7条第4項)

「必要に応じて」は誤り (×)

問 1 9 (運賃及び料金等の掲示等)【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金、運送約款を事業用自動車内において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(第11条)

主たる事務所その他の営業所において (×)

問 2 0 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

休息期間について、業務の必要上、勤務の終了後継続9時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、当分の間、一定期間（一箇月程度を限度とする。）における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。また、分割された休息期間は、一回当たり継続4時間以上とし、2分割又は3分割とする。

(第4条第4項)

4時間→3時間(×)

問 2 1 (輸送の安全の審査) 【貨物自動車運送事業法施行規則】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可の申請が基準に適合するかどうかを審査するに当たっては、乗務員等の休憩又は睡眠のための施設に関しても審査するものとする。

(第3条の4)

(○)

問 2 2 (車間距離の保持) 【道路交通法】

車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。

(第26条)

(○)

問 2 3 (欠格事由) 【貨物自動車運送事業法】

1年以上の懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可を受けることができない。

(第5条第1項)

3年→5年(×)

問 2 4 (過労運転等の防止) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の2分の1以上の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。

(第3条第1項)

2分の1ではない(×)

問 2 5 (荷主の責務) 【貨物自動車運送事業法】

荷主は、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

(第 6 4 条)

(())

問 2 6 (使用者の点検及び整備の義務) 【道路運送車両法】

自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

(第 4 7 条)

(())

問 2 7 (事故の報告) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

(第 2 3 条)

(())

II. 次の問 2 8 から問 3 0 の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問 2 8 (事業計画の変更の認可の申請) (事業計画の変更の届出)

【貨物自動車運送事業法施行規則】

事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、貨物自動車運送事業法施行規則で定める届出事項を除き認可が必要となります。次の中で認可事項に該当するものに○を、届出事項（軽微な事項等）に該当するもの×を記入しなさい。(完全解答式)

ア. 休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力の変更

(())

イ. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別の変更

(())

ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更

(())

エ. 主たる事務所の名称及び位置の変更

(×)

(第 5 条、第 7 条)

問 2 9 (定義) 【自動車事故報告規則】

事業者が、届出しなければならない重大な事故として自動車事故報告規則に定められている事項について、誤っているものを次の①～③の中から1つ選び、() 内に記入しなさい。

- ① 運転者の疾病により、事業用自動車の運行を継続することができなくなつたもの
- ② 道路交通法に規定する酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの
- ③ 高速自動車国道又は自動車専用道路において、1時間以上自動車の通行を禁止させたもの

(第2条)

(③)

問 3 0 (運転者) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者の運転者が、事業用自動車の乗務について、遵守しなければならない事項として、誤っているものを次の①～③の中から1つ選び、() 内に記入しなさい。

- ① 一般貨物自動車運送事業者等が作成する運行指示書を乗務中携行し、運行指示書の記載事項に変更が生じた場合に携行している運行指示書に当該変更の内容を記載すること。
- ② 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を貨物自動車運送事業者に申し出ること。
- ③ 乗務割を作成し、これに従い事業用自動車を乗務すること。

(第17条)

(③)

令和7年9月25日に行いました貨物自動車運送事業法令試験の合格者は以下のとおりです。

一般貨物自動車運送事業経営許可申請等に伴う法令試験の受験者数及び合格者数

単位:人

	R7.9.25	
受験者数	15	
合格者数	6	